

駐在所速報

令和 5年 4月 5日

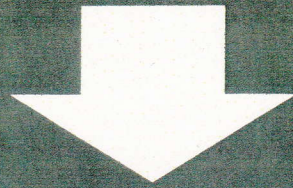
回覧

裾野警察署富岡駐在所

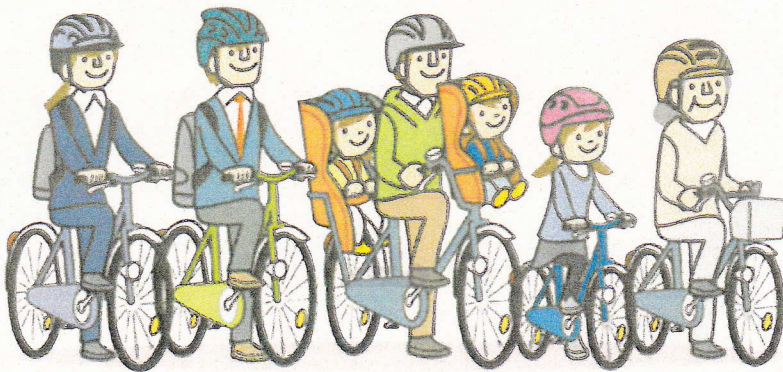
発行責任者:本間 政博

令和5年
4月1日
から

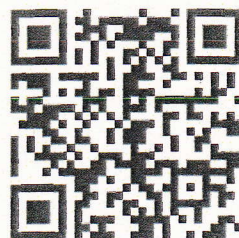
自転車に乗車する
すべての方を対象に



乗車用ヘルメットの着用が
努力義務 となっています!



ヘルメットは
あなたの命を守ります



改正道路交通法

第 63 条の 11

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努力しなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努力しなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努力しなければならない。